

第 8 章 教育、訓練及び普及啓発

8.1 政策・措置の考え方

近年の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、国民のライフスタイルに密接に関連する家庭部門で増加傾向が顕著である。地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改め、省資源・省エネルギーやリサイクルなどに取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用について考えていくことが重要となっている。

このため、家庭教育、学校教育、社会教育等教育の場を通し、地球温暖化問題やそれに密接に関係するエネルギー問題について学習する機会を提供する。また、マス・メディアによる広報、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を通じ、普及啓発活動を進める。さらに、国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割が期待される環境 NGO 等に対し、支援を強化する。

また、深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見や温室効果ガス削減のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人ひとりが何をすべきかについての情報を、なるべく目に見える形で伝わるよう、積極的に提供・共有し、広報普及活動を行い、家庭や企業における意識の改革と行動の喚起につなげる。

8.2 環境教育・環境学習等の推進

8.2.1 概要

2011 年 6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)が改正され、2012 年 6 月、同法に基づく基本方針の閣議決定等がなされ、同年 10 月に完全施行された。

また、我が国の提案により、「国連持続可能な開発のための教育 (E S D) の 10 年」(以下、国連 ESD の 10 年)(2005 ~ 2014) が開始されたことに伴い、内閣に設置された関係省庁連絡会議において、国内実施計画が策定 (2006 年 3 月、2011 年 6 月改訂) された。

地球温暖化防止のための取組を国民生活の中に根付かせていくため、家庭、学校、地域、企業等様々な場面において、地球環境を守ることの重要性、地球温暖化問題と日常生活のつながり、地球温暖化問題に密接に関係するエネルギー問題、具体的に実行できる地球温暖化防止の取組事例等について、学ぶ場や機会を積極的に提供する。

特に、地域の中核となっている学校施設において、断熱材等の導入、地域材等を用いるなどの地球温暖化対策に資する改修、新エネルギー機器等の導入などによる体験重視型の環境教育及び省エネ活動の実践を推進するとともに、インターネット等を活用して家庭における地球温暖化対策等の支援を推進する。あわせて、国民の理解や行動を促すような教材やプログラムの開発を、NPO など関係者と連携して引き続き進める。

また、地球温暖化防止に係る森林の機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性、

都市緑化の意義等に対する理解を深めるため、森林内や公園緑地等での様々な体験活動などを推進する。

8.2.2 具体的施策

学校教育における環境教育等の推進

2008 年 3 月に小・中学校、2009 年 3 月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図った。同学習指導要領は、小学校は 2011 年 4 月から、中学校は 2012 年 4 月から、高等学校は 2013 年度の入学生から（数学及び理科は 2012 年度入学生から）実施している。また、具体的な推進施策として新しい環境教育の在り方に関する調査研究、教職員・環境活動リーダー養成研修事業等の実施、環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校及びエコスクール（環境を考慮した学校施設）の認定を行っている。さらに、児童生徒が、リサイクルへの理解をより深める契機となるよう、教科書に再生紙を使用している。

家庭、学校、職場、地域等あらゆる場における環境教育・環境学習

環境問題をはじめとする地域の課題解決に向けて、公民館等を中心として関係機関・団体の連携協力体制を構築して学習活動等を実施する取組が広く全国的に行われるよう、特に優れた取組を重点的に支援し、これを全国に情報提供することにより普及を図る事業を実施している。

また、青少年教育施設においては、豊かな自然環境を生かし、体験型の環境学習や自然体験活動の機会を提供するなど、環境教育の推進に取り組んでいる。

環境教育については、環境教育等促進法に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、地球温暖化問題を含めた情報提供や機会の提供を図るとともに、「持続可能な開発のための教育」（以下、ESD）の視点を踏まえた取組を促進する。

ESD の取組の推進

2002 年のヨハネスブルグサミットにおいて我が国が提唱した国連 ESD の 10 年は、2005 年から世界中で取組が進められており、最終年に当たる 2014 年には我が国で「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が開催される。そのため、ESD に関する取組の更なる推進を図るとともに、地球温暖化防止に向けた様々な取組の展開も図っている。

子どもパークレンジャー事業

1999 年より、小中学生を対象に国立公園等の自然の中で各種環境保全活動を体験する「子どもパークレンジャー」事業を開始し、自然とのふれあいの推進を図るとともに環境保全の理解等を深めている。2012 年度は、全国の国立公園等において 13 箇所事業を実施した。

都市公園における環境教育

市民の環境活動や指導者育成等の拠点となる都市公園の整備を推進している。また、都市緑化意識の高揚、啓発を図るため、「緑の相談所」の設置を行っている。その他、地域住民等の参加・協力による公園緑地の保全・創出・管理活動を推進している。

森林環境教育活動への支援

子ども達の様々な森林体験活動への支援、地域住民等による森林環境教育への支援や木材利用についての環境教育のためのネットワークの構築など、森林環境教育活動の取組を支援している。

また、国有林野については、学校等が体験活動等を実施するための場として「遊々の森」等を設定するほか、森林管理局・署等による体験活動の実施や情報提供・技術指導等を実施している。

国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年の推進

文部科学省では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付け、ESDを推進している。我が国のユネスコスクールは、2013年10月現在で647校に達しており、様々なESDの理念に基づく取組がなされている。国連ESDの10年の最終年である2014年11月には、ユネスコと日本政府の共催により、愛知県名古屋市及び岡山市で「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」を開催し、国連ESDの10年を振り返るとともに、そのフォローアップを踏まえ、今後の方策について議論される予定である。

8.3 地球温暖化に関する普及啓発活動

8.3.1 概要

地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが自らのライフスタイルを変革することが不可欠であり、そのためには国民の理解と行動が求められる。

多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結びつけていく。その際、最新の科学的知識の提供による健全な危機感の醸成や、何をすることが、あるいは何を購入することが温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策の促進につながるのかという具体的な行動に関する情報提供・普及啓発に取り組む。

8.3.2 具体的施策

国民運動の展開（「クールビズ、ウォームビズ」）

国民、事業者などの各界各層の理解を促進し、具体的な温暖化防止行動の実践を確実なものとするため、政府は、地方公共団体、経済界、NPO、労働界、研究者等と連携しつつ、知識の普及や国民運動の展開を図る。

具体的には、温室効果ガス排出量の削減対策について、インターネット、テレビ、新聞、

ラジオ等を有機的に用いて、適切な冷暖房温度の設定等様々な地球温暖化対策に資する取組を普及啓発するキャンペーンを実施している。

その一環として、例えば夏の冷房使用時の室温を 28℃、冬の暖房使用時の室温を 20℃ とし、その室温でも快適に過ごせる夏・冬のライフスタイル「クールビズ」「ウォームビズ」を推進している。

全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進センターを通じた取組

1999 年 4 月に施行され、2008 年 6 月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進センターが地域に密着した地球温暖化対策に関する普及啓発や広報活動を行っている。

全国地球温暖化防止活動推進センターとしては 1999 年 7 月に財団法人日本環境協会が指定され、2010 年 10 月には一般社団法人地球温暖化防止全国ネットに変更された。地域地球温暖化防止活動推進センターは 2013 年 9 月時点で全国に 55 カ所指定されており、地域での地球温暖化対策の推進役として活動している。

地球温暖化防止活動推進員の活動

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事等に委嘱された地球温暖化防止活動推進員による、住民に対する普及啓発活動や日常生活に関する温室効果ガス排出抑制等を目的とした助言等の活動を進めている。

グリーン購入の推進

2000 年に制定された「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）では、環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を定めることとなっており、国等は当該基本方針に即して物品等の調達方針を定めて環境物品等の優先的調達を実施している。また、同法は、地方公共団体や事業者、国民についても環境物品等の選択に努めるよう求めており、その選択に資するためインターネットによる情報提供を行っているほか、グリーン購入説明会等により普及啓発活動を行っている。

「環境月間」を中心とした取組

毎年 6 月の「環境月間」及び 6 月 5 日の「環境の日」を中心に、国や地方公共団体などが各種の環境保全の普及啓発活動を進めている。具体的には、環境展「エコライフ・フェア」、各種講演会、シンポジウム等のイベントの実施、パンフレット、ポスター等の作成・配布、環境保全功労者の表彰等を行っているほか、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動を進めている。

「地球温暖化防止月間」を中心とした取組

毎年 12 月を「地球温暖化防止月間」とし、国や地方公共団体等が地球温暖化防止に関する

る各種の普及啓発活動を進めている。具体的には、地球温暖化防止に資するシンポジウム等のイベントの実施、地球温暖化防止功労者の表彰等を行っているほか、各種媒体を通じての広報活動を進めている。

「オゾン層保護対策推進月間」を中心とした取組

9月16日の国際オゾン層保護デーに合わせ、毎年9月をオゾン層保護対策推進月間とし、関係者によるパンフレット・ポスターの配布、フロン回収・破壊法の説明会によるフロン類回収の普及啓発のほか、オゾン層保護・地球温暖化防止に貢献した企業、団体の表彰を行うなど、オゾン層破壊物質及び代替フロン等3ガスの排出抑制を目的としたオゾン層保護及び地球温暖化防止に係る普及啓発のための取組を進めている。

「^{スリーアール}3R推進月間」を中心とした取組

毎年10月の「3R推進月間」を中心に国、地方公共団体等が各種の普及啓発活動を進めている。具体的には「3R推進全国大会」の開催、当大会での「循環型社会形成推進功労者」と「3R促進ポスターコンクール」の環境大臣表彰のほか、循環ビジネス振興のための「資源循環技術・システム表彰」等を行っている。

カーボンフットプリント制度の構築等による温室効果ガス排出量の見える化の推進

事業者による排出量の効率的な削減努力の促進と、より排出量が少ない商品・サービスを選択する等といった消費者の削減行動の促進のため、商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、当該商品・サービスに簡易な方法で分かりやすく表示する「カーボンフットプリント制度」の構築・普及等の取組を進めている。

省エネルギーについての普及啓発

省エネルギー・省資源対策推進会議において、国民各層の省エネルギーへの取組の協力を促進するため、毎年「夏（冬）季の省エネルギー対策について」を決定し、エネルギー消費量が増大する夏季・冬季に各省庁と協力して省エネ普及啓発の強化を図っている。

さらに産業部門、民生部門、運輸部門等の省エネルギーを推進するため、広告・イベント・ウェブ・パンフレット等により具体的な省エネ行動を国民に分かり易く伝えるための広報を行っている。

^{スリーアール}3Rの普及啓発

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及・促進を図るために、Webサイト「Re-style」を運営し、インターネット媒体を通じての普及啓発を実施している。

再生可能エネルギーについての取組

平成24年7月に施行された再生可能エネルギーの固定価格買取制度の周知のため、説明会やシンポジウム等の開催、インターネット・ラジオ・広告への掲載、フェイスブック

やツイッターによる情報発信に加えて、再生可能エネルギー政策全般に対する理解を深めるコンテンツ制作及びイベント実施等を行っている。

原子力関連情報の提供

福島第一原発の事故を踏まえて、政府は放射線等の知識普及や原子力を含むエネルギー政策等について国民の理解の増進を図るため、着実な広報活動を行う。

地域材利用についての普及啓発

10月の「木づかい推進月間」を中心として、国や地方公共団体等による木材利用に関する各種の普及啓発活動を行う「木づかい運動」を進めている。具体的には、各種イベントの開催、パンフレットやポスターの作成・配布、各種媒体を通じての広報活動等を行っている。

国土緑化・都市緑化についての普及啓発

国土緑化・都市緑化に関する普及啓発活動としては、みどりの月間、都市緑化月間等における国民的緑化運動の展開、緑の募金や都市緑化基金の活用等による民間の森林づくりや緑化活動の促進などを中心に、国民参加型の緑化活動が展開されている。

美しい森林づくり推進国民運動の展開

幅広い国民の理解と協力のもと、木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、都市住民・企業等による森林づくりへの幅広い参画を推進している。

運輸部門の環境問題についての普及啓発

地球温暖化問題、エコドライブなどの省エネ対策、大気汚染問題等、運輸部門における環境問題について、パンフレット等を作成し、地方公共団体、関係業界、一般国民に対し配布すること等で、地球環境問題等への意識の向上や具体的な取組の実施を求め、国全体として運輸部門における環境対策を推進している。

低燃費車等についての普及啓発

自動車の燃費、二酸化炭素排出量等を取りまとめた「自動車燃費一覧」を作成・配布するとともにインターネット等を通じて最新の情報提供を行うことにより低燃費車等の普及を促している。

地球温暖化の実態と予測に関する情報提供

「気候変動監視レポート」「地球温暖化予測情報」「異常気象レポート」「日本の気候変動とその影響」等、気候変動の実態と予測に関する情報を刊行物として一般へ提供し、気候変動に関する最新の知見の提供及び普及啓発を実施している。

2013年3月には、高度化した地域気候モデルを用いて従来より詳細な日本周辺の温暖

化予測を示した「地球温暖化予測情報第 8 巻」を公表した。

また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第 5 次評価報告書の政策決定者向け要約(SPM) 等の和訳を作成・公開している。

8.4 環境 NGO 等の支援

8.4.1 概要

地球温暖化防止に取り組むに当たっては、環境 NGO 等の民間団体の活発な活動、健全な発展が欠かせない。また、環境 NGO 等の団体には、地球温暖化防止に対する国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割も期待される。しかし、そのような団体の中には、資金不足で十分に活動できない団体も多く、従来より、国あるいは地方公共団体等が財政的な支援等を行っている。今後とも、環境 NGO 等の団体に対し、その活動の趣旨を歪めない範囲で、支援を強化していくこととしている。

8.4.2 具体的施策

地域循環圏形成モデル事業

環境省では、「地域循環圏形成モデル事業」として民間団体や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような先進的な事業を公募し、実証事業として実施することにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の発掘・支援を進めている。

地球環境基金等

2004 年 4 月に環境事業団より独立行政法人環境再生保全機構に移管された「地球環境基金」は、環境 NGO 団体等が国内あるいは海外で行う地球温暖化防止、リサイクル、自然保護等の活動に対して、毎年 200 件程度の助成やその他の支援を行っている。

地方公共団体における地域環境保全基金

地方公共団体においては、各地方公共団体が有する「地域環境保全基金」の活用により、環境 NGO 等の団体の各種環境保全活動を支援している。

「地球環境パートナーシッププラザ」等における取組

環境教育等促進法に基づき、国民、民間団体等、国、地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動等を推進するため、地球環境パートナーシッププラザ(国連大学との共同事業) 及び地方環境パートナーシップオフィスにおいて、企業、NPO 等の様々な主体に対して地球温暖化に関するセミナーや展示等を含む情報提供、連携の場の提供等を行う。

民間森林・林業協力の支援

林野庁では、「途上国持続可能な森林経営推進事業」の中で、NGO 等の緑化プロジェクト形成支援、NGO との連携強化、森林・林業協力に取り組む技術者の育成等を実施

している。

森林づくり活動の場の提供

森林づくりを行っている団体に対し、指導者の育成、安全・技術研修を行うとともに、国有林野内における「ふれあいの森」等、フィールドの設定を行うなど、活動への支援を実施している。